

## 議第 26 号 包括外部監査契約の締結について

### 1 趣旨

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 36 第 1 項の規定に基づき平成 29 年度の包括外部監査契約を締結するものです。

なお、当該契約は、毎年度、弁護士、公認会計士等と締結することになります。

#### 【包括外部監査契約とは】

都道府県、指定都市及び中核市並びにそれ以外の市町村で条例によって定めたものが、地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定の趣旨（住民の福祉の増進、最少の経費で最大の効果、組織及び運営の合理化、規模の適正化）を達成するために、弁護士、公認会計士等の専門家の監査を受けるとともに、監査の結果に関する報告書の提出を受けることを内容とする契約であり、毎会計年度、当該監査を行う専門家と締結するものとされています。

監査の実施後、包括外部監査人から監査の結果に関する報告の提出があったときは、監査委員は当該結果を公表することとされています（地方自治法第 252 条の 38 第 3 項）。

また、監査の対象として取り上げるテーマの選択は包括外部監査人に委ねられており、あらかじめ包括外部監査契約において、テーマを特定しておくことはできません。

### 2 包括外部監査の主なスケジュール（予定）

時期	事務
平成 29 年 4 月	包括外部監査契約の締結，告示
	外部監査人補助者の選任，告示
平成 29 年 6 月頃まで	監査テーマの選定
平成 29 年 6 月頃から 12 月頃まで	監査の実施
平成 29 年 12 月頃から平成 30 年 2 月まで	監査結果報告の作成
平成 30 年 3 月	監査結果の報告
	監査結果報告の公表

### 3 過去の包括外部監査の実績

年度	テーマ	包括外部監査人
平成 28 年度	補助金等に係る事務の執行について	公認会計士 大上 功